

書 き 方

1 この届出書は、納税地が異動した場合^(注)に提出するものです。ただし、①納税地の指定を受けた場合、②住所を有する者が、その住所地に代えて居所地を納税地とする場合、③住所又は居所を有する者が、その住所地又は居所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合及び④居所地又は事業所等の所在地を納税地としていた者が、その納税地に代えて住所地を納税地とする場合は除きます。

なお、②から④の場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出してください。

(注) 住所地が納税地である方は転居などがあった場合、事業所の所在地を納税地としている方は事業所の移転などがあった場合をいいます。

2 納税地の異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を、異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。

3 届け出る税目に応じて、標題の「所得税・消費税の……」の「所得税・」又は「・消費税」の不要の文言を抹消してください。

4 「3 事業所等の所在地及び事業内容」欄は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出する届出書には記載する必要はありません。

※ 届出書を提出する際には、①個人番号(12桁)の記載及び②届出をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

留 意 事 項

[振替納税を利用されている方へ]

納税地の異動により管轄の税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続が必要となります。

確定申告の時期や、振替納税を利用する国税の法定納期限が迫っている場合は、速やかに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を、変更後の納税地を所轄する税務署長へ提出願います。